

鳥取県専門家活用支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (■月■日まで)

○「とっとり電子申請サービス」により送信、または以下の資料提出・問い合わせ先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → 進捗状況報告提出

○全活用回数の過半回数が終了した日から10日を経過する日までに、進捗状況報告書を提出してください。(以下資料提出・問い合わせ先に郵送または持参)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：専門家の指導がすべて終了し、謝金・旅費など指導に係る費用の専門家への支払いが終了していること

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○「とっとり電子申請サービス」により送信、または下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

・実績報告書の内容を審査した後、補助金の活用内容が適正であると認めた場合、実績報告書受領から30日以内に補助金をお支払いします。

・お支払いの際に、振込先口座を記載した書面の提出をお願いします。(別途ご案内します。)

資料提出・問い合わせ先

商工労働部雇用人材局さん魚人材課

鳥取県鳥取市東町1-220

0857-26-7224 sangyoujinzaika@pref.tottori.jp